

市民相談室から

若者を狙う悪質商法

社会的経験が少なく、契約や交渉に慣れていない若者を悪質業者が狙っています。若者が狙われやすい悪質商法とその攻略法を紹介し、被害にあわないように気を付けましょう。

○キャッチセールス

街頭でアンケート調査などを装い、営業所などに連れ込み、契約しないと帰れない雰囲気にして、高額な商品やサービスを強引に売りつけます。

(例) 化粧品、エステティックサービス、絵画など

対処法／勧誘されてもいらぬものは、キッパリ断る！

○アポイントメントセールス

電話などで「景品が当たった」「旅行に安く行ける、会って話したい」などと、実際の販売目的を隠して営業所に呼び出し、強引に高額な商品やサービスを売りつけます。

(例) アクセサリー、会員権、英会話教材など

対処法／怪しい誘いの電話は、ハッキリ断ってすぐに切る！呼び出されても行かないこと！

○マルチ商法

「商品を買って販売組織の会員になり、友達を誘って入会させ、商品を売れば必ずもうかる」と勧誘してきます。しかし、実際にもうかるのはほんの一握りで、大半は大量の商品と借金だけが残ります。

(例) 健康食品、化粧品、パソコンソフトなど

対処法／「絶対もうかる」なんて甘い話は信じないこと！

困ったときや不安に思うときはご相談を！

問合せ／消費生活相談 ☎049-252-7181

解雇等緊急労働相談会

とき／7月17日(土)午前10時～午後4時

場所／大宮ソニックシティビル4階市民ホール403

大宮駅西口下車 徒歩3分

内容／①解雇・退職勧奨、賃金不払い、その他の労働問題

②労働保険、社会保険

③就業、住宅、生活に関する窓口の案内

参加費／無料

問合せ／埼玉県労働相談センター ☎048-830-4522

教育相談室から

●●●言語相談のご案内●●●

教育相談研究室では、お子さんの言葉に関する相談や訓練を実施しています。特に言葉は早めの相談が大切です。程度の軽い重いにかかわらず、お気軽にご相談ください。

相談・訓練対象

- ・言葉がはっきりしない
- ・特定の行が正確に言えない
- ・どもってしまう
- ・耳が聞こえにくい
- ・言葉が遅れている
- ・その他、言語障害など

相談方法

- ①事前にお電話で申し込みし相談日時を決める
- ②相談には本人と保護者が来談し必要により担任も加わる

相談日

- ①言語相談 毎月第1水曜
- ②言語訓練 毎月第2金曜

相談時間

- ①言語相談(1人45分間) 午前9時30分～午後12時30分
- ②言語訓練(1人30分間) 午後1時20分～4時20分

指導者

- ①言語相談 針谷しげ子先生(帝京大学付属病院医師)
- ②言語訓練 白木明日香先生(言語聴覚士)

申込み・問合せ／

富士見市教育相談研究室(富士見特別支援学校3階)

月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く) ☎049-253-5313 FAX049-253-5101

貸金業法が大きく変わりました

平成22年6月18日に貸金業法の改正法が完全施行され、借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借り入れができなくなりました。

借金の返済は一人で悩まず、早めにご相談を！

多重債務相談窓口

■関東財務局財務広報相談室 ☎048-600-1113

平日午前9時～正午、午後1時～5時

■埼玉県県民コールセンター ☎048-728-9601

平日午前9時～正午、午後1時～6時

■富士見市市民相談室(消費生活相談) ☎049-252-7181

平日午前10時～正午、午後1時～3時30分

INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

7月号のテーマは「国際子どもクラブ」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語(フィリピンの言語)、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよく分からない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定NPO法人ふじみの国際交流センター

〒356-0004 富士見野市上福岡5-4-25(上福岡駅から徒歩5分) ☎049-256-4290 <http://www.ficcc.jp>

(ふじみの国際交流センターが毎月発行する
外国籍の方のための生活情報誌)

7月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にした各種無料相談です。相談日が祝日の場合は除きます。☎は予約が必要です。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政・人権	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	市民相談室 ☎④272
☎法律(弁護士)	法律に関すること	弁護士	毎週水曜 午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール 毎週金曜(30日を除く) 午後1時～4時 ※場所は市民相談室	
☎法律(司法書士)	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	第1・3火曜 午前10時～正午	
☎税務相談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第4火曜 午後1時～4時	
☎女性相談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	
住宅増改築相談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の専門家	第2火曜 午後1時～4時	
不動産相談	原状回復、瑕疵、売買・賃貸契約など不動産に関すること	不動産無料相談員	第4月曜 午後1時～4時	
消費生活相談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	市民相談室 ☎049-252-7181
外国籍市民生活相談	日常生活についての相談	ふじみの国際交流センター職員	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	ふじみの国際交流センター ☎049-269-6450
マンション管理(予約優先)	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管理士など	第2月曜(祝日の場合は翌日) 午後1時～4時	建築指導課 ☎④418
☎耐震改修・リフォーム	在来工法の木造2階建住宅の耐震化	一級建築士など	第3月曜 午後1時～4時	建築指導課 ☎④422
内あっせん	あっ旋や求人、苦情相談など	内職相談員	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	産業振興課 ☎④264
中小企業経営	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週月～金曜 午前9時～午後4時	富士見市商工会 ☎049-251-7801
介護・権利擁護など	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護など	地域包括支援センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 毎週月～土曜 午前9時～午後5時	富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108 地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
老人福祉・虐待(通報)	高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	高齢者福祉課 ☎④389 (時間外 ☎049-251-2711)
		地域包括支援センター職員	毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
☎障害者就労支援	障害のある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター ☎④338
☎児童相談	発達、発育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障害福祉課 家庭児童相談室 ☎④337
教育相談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談研究室 ☎049-253-5313
乳幼児子育て相談(電話相談)	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター ☎049-252-3771
子育て相談(電話相談)	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
		第一保育所 ☎049-251-6553 第五保育所 ☎049-251-9784 けやき保育園 ☎049-254-0022 勝瀬こばと保育園 ☎049-263-8800	第二保育所 ☎048-472-9174 第六保育所 ☎049-251-4741 子どものそのBaby ☎049-261-7077 子育て支援センター ☎049-251-3005(面接相談あり・要予約)	第三保育所 ☎049-252-4811 ふじみ野保育園 ☎049-256-8862 西みずほ台保育園 ☎049-268-5558

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護(さろん「温談」)	アルコール	ボランティア紹介窓口「ゆいっこ」
第2水曜午前10時～午後2時	毎週月曜午後7時～9時 第3水曜午前10時～午後3時	第2・4水曜午前10時～午後3時 ※ボランティア連絡会が運営しています。